

6回  
令和7年第 総会  
6月

## 白井市農業委員会会議録

令和7年6月5日 開会

令和7年6月5日 閉会

## 白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和7年6月5日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
5 番	五十嵐 玲 子
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 1名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 令和7年度第1次農用地利用集積等促進計画の決定について

議案第3号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせんについて

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

7月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 6月19日木曜日
- ・事前審査会(案) 6月27日金曜日  
第2班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総会(案) 7月4日金曜日  
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

中村会長 皆さん、こんにちは。

いよいよ暑い日がこれから続くと思いますが、体調面に十分注意していただいて農作業に励んでいただきたいと思います。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和7年6月定例総会を開催いたします。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、5番五十嵐玲子委員、6番高宮正明委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いいたします。

では、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 事務局の鈴木です。

着座にて失礼いたします。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので、提出いたします。

令和7年6月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字神々廻字長堀の1筆です。

地目は畑。

地積は2,466平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりです。

申請事由は貸借権設定です。

次に2番、大字神々廻字長堀の1筆です。

地目は山林、現況は畑です。

地積は155平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりです。

申請事由は貸借権設定です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いいたします。

海老原菊夫委員。

海老原菊夫委員 2班班長、海老原です。

調査報告を申し上げます。

番号1番、2番については、関連がありますので一括して報告いたします。

審査資料は1番を御覧ください。

当日は、権利者本人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約3キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、耕作されている状態であります。

進入路については、私道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、管理機、草刈り機で、その他の農機具については、リースにてレンタル予定です。

労働力は、世帯員が2人で、2人とも農業に従事しています。

年間従事日数ですけれども、186日。

技術力については、現在、チバニアン兼業農学校にて1月より学んでいるところです。また、周辺地域における農地等の農業上の合理的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中 村 会 長 ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

1番、2番について、最適化推進委員の山崎操夫委員、お願いいたします。

山崎操夫委員 推進委員の山崎です。

申請者に電話をして確認しました。

設定期間2年間をどうするのかということを知りましたところ、その後、ずっと農家をやっていきたいということでした。

トラック等設備を整えているので、本人のやる意思もあるので問題ないかと思います。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

1番、2番について、関連がありますので一括して採決をいたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、2番を許可することに可決いたします。

続きまして、議案第2号 令和7年度第1次農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長 それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 令和7年度第1次農用地利用集積等促進計画の決定について。

白井市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項及び第3項の規定により、別紙のとおり令和7年度第1次農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取依頼がありましたので提出いたします。

令和7年6月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。  
続きまして、3ページを御覧ください。  
白井市長からの依頼文になります。  
続きまして、4ページを御覧ください。  
令和7年度第1次農用地利用集積等促進計画（案）です。  
1番、新規です。

大字河原子字天神前の3筆です。  
地目は畑。  
利用権設定面積は、合計で4,015平方メートルです。  
設定する権利は、種類が賃借権、内容が果樹、期間が10年です。  
利用権を設定する者は記載のとおりです。  
農地中間管理機構は、公益社団法人千葉県園芸協会です。  
利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。  
経営面積は40アールです。  
以上でございます。  
御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いいたします。  
海老原菊夫委員。

海老原菊夫委員 2班班長、海老原です。  
調査報告を申し上げます。  
審査資料2番を御覧ください。  
当日は、権利者本人が出席されました。  
申請地は、市役所から北東へ約4キロメートルに位置しております。  
申請地の現状についてですが、梨畑であります。  
進入路については、市道により確保されております。  
次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。  
権利者の所有している主な農機具はありませんが、梨畑に必要な農機具については、  
現在、申請地を耕作している義務者の弟より使用貸借にて借り受ける予定です。  
労働力は世帯員の1人ですが、当面の間は義務者の弟がサポートする予定です。  
年間従事日数ですけれども、195日。  
技術力については、農業生産法人で働いたことがあり、問題ないものと判断しました。  
また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても  
支障はありません。  
以上、全ての調査結果から、本案件については問題ないものと判断いたしました。  
以上です。

中 村 会 長 ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

最適化推進委員の石井修一委員、お願いいたします。

石井修一委員 推進委員の小名内地区の石井です。

権利者に伺ったところ、6月に会社を退職して、梨栽培を始めるそうです。

将来的には規模も拡大をすと言っていました。

それで、農園に行ったところ、義務者は会社員をされていて不在でしたが、弟さんが梨の作業をしていたので話を伺いました。

権利者の補佐をして、行く行くは全て経営委譲をするということでした。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手お願いいたします。

ございませんか。

はい、どうぞ。

伊藤 治委員 推進委員の伊藤です。

こちらの権利者の方は、現所在地が船橋市ということで、梨栽培をするに当たって、先々白井市に戻られて、規模拡大とかを考えていられるのであれば、こちらのほうに住居を移すとか、そういうような先の考え方もされているのでしょうか。

中 村 会 長 どうぞ。

事 務 局 事務局、大野です。

この本人は、地権者さんの甥っ子になりまして。

先々移るという話は聞いていないのですけれども、甥っ子さんなので、手伝いもやっていただけだと思います、地権者さんのほうから。

以上です。

伊藤 治委員 ありがとうございます。

もう一つ、すいません、梨、ちょっと分からないので、収入計画2の5なのですけれども、幸水だけ2,493キログラムで、ほかのものに比べてすごい細かい数字を設定されているのですけれども、これは何か基準とかあって、こちらの計画のほうに書かれたのか、それとも、去年がそれぐらいだったからという形で書かれたのでしょうか。

中 村 会 長 どうぞ。

事 務 局 事務局、大野です。

実際は、地権者さんの弟さんが経営してまして、その数字を参考に書いてあると思います。

以上です。

伊藤 治委員 分かりました。  
ここだけ細かかったので、ちょっと気になったので。  
ありがとうございます。

中 村 会 長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号  
令和7年度第1次農用地利用集積等促進計画の決定について採決を行います。  
承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第2号 令和7年度第1次農用地利用集積等促進計画の決定について承認すること  
に可決いたします。

続きまして、議案第3号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者につい  
ての証明願についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長 5ページを御覧ください。

議案第3号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願に  
ついて。

下記のとおり、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願  
がありましたので提出いたします。

令和7年6月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字名内字新山の1筆です。

地目は畑。

地積は495平方メートル。

申請人は記載のとおりで、申請理由は生産緑地解除申請のためとなります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

中 村 会 長 本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告は  
ございません。

地区担当委員の方で、補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

最適化推進委員の石井修一委員、お願いいたします。

石井修一委員 推進委員の石井です。

電話で申請者に確認したところ、体が不自由になり作業ができないと言っていました。  
それで、将来についてはどうするのですかと質問したら、子供さんは会社員をしてい

るので、今のところ見通しが見つからないという状況です。

以上です。

中 村 会 長 続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第3号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について承認することに可決いたします。

続きまして、議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長 それでは、6ページから9ページを御覧ください。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて。

白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんの依頼がありましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和7年6月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字河原子字大割の2筆です。

地目は山林、現況は畑でございます。

面積は合計4,580平方メートルです。

買取申出者は記載のとおりで、事由は生産緑地解除申請のためとなります。

以上でございます。

中 村 会 長 本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買取希望者の有無について確認いたします。

買取希望者はありましたでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、  
買い取り希望者なしということで、市長に報告させていただきます。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長 それでは、10ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決  
処分したので、これを報告いたします。

令和7年6月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

11ページを御覧ください。

①農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。

次に、②農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用届出でございます。

12ページを御覧ください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたしま  
す。

令和7年6月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

専決処分については、以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきまして、4、報告・協議事項等の(2)その他で、  
7月の事前審査会、総会の日程について申し上げます。

申請の受付締切りが6月19日木曜日。

事前審査会が6月27日金曜日。

担当は第1班になります。

午前9時から、本庁舎2階、災害対策室2になります。

総会が7月4日金曜日、午後4時から、本庁舎2階、災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中 村 会 長 本日の議案については全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人